

市民の皆さんの
意見を反映する

パブリック コメント

市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次の2つの素案を公表しています。皆さまのご意見をお寄せください。

意見募集する

素案など



過疎地域自立促進市町村 計画(素案)

◆政策案の概要など

本計画は、平成22年度に「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの脱却と地域の自立を目的に策定されるものとして、平成27年度までの計画として策定されましたが、平成24年の法改正により、計画期間が5年間延長されたことから、平成28〜32年度の計画期間として策定するものです。

※本計画は現在のところ、北海道と事前協議中の段階ではありますが、市民の皆さまからのご意見を考慮したうえで、今後の正式協議を行ったのち議会に諮ってまいりたいと考えています。

◆意見提出期限

2月19日(金)

◆担当

総務部企画課(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3311)

中小企業振興条例の一部を 改正する条例(素案)

◆政策案の概要など

本市はこれまで「名寄市中小企業振興条例」を制定し、市内経済の発展と雇用の創出を図るため、街なかの賑わい創出や、店舗の改築を行う中小企業者等に対し助成の措置を行ってきましたが、近年のU・イターンへの対応など課題が生じています。こういった状況を踏まえ、今後とも新たな問題に対応しながら、地域の特性を生かした中小企業の振興を推進し、地域経済の活性化を図るため、同条例を改正しようとするものです。

◆意見提出期限

2月26日(金)

◆担当

経済部営業戦略室営業戦略課
(名寄庁舎3階)

☎01654②1111

(内線3346)

公表と

意見提出



公表の方法

◆名寄市ホームページでの閲覧

URL www.city.nayoro.lg.jp/

トップページ↓お役立ち↓パブリックコメント

◆指定場所での閲覧

- ①市役所(名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所)
- ②図書館(名寄本館・風連分館)
- ③北国博物館
- ④市立大学の情報公開コーナー
- ⑤市民文化センター
- ⑥ふうれん地域交流センター
- ⑦駅前交流プラザ「よろーな」

意見の提出



◆提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

◆提出先

◇郵送・ファックス

過疎地域自立促進市町村計画

〒096・8686

名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所(名寄庁舎3階)

総務部企画課企画調整係

FAX 01654③9083

中小企業振興条例の一部を

改正する条例

〒096・8686

名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所(名寄庁舎3階)

経済部営業戦略室営業戦略課

FAX 01654②4614

◇電子メール

☒ ny-publi@city.nayoro.lg.jp